

振替輸送関連規則

振替輸送関連規則

1.総則

【目的】

第 1 条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下「当社」という)相互振替輸送の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

【変更】

第 2 条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【社の名称】

第 3 条 この規則にかかわる主な社の名称については、次の各号のとおりとする。

- (1)大阪市高速電気軌道株式会社(以下「大阪地下鉄」という)
- (2)阪急電鉄株式会社(以下「阪急」という)
- (3)京阪電気鉄道株式会社(以下「京阪」という)
- (4)大阪モノレール株式会社(以下「大阪モノレール」という)

【振替輸送の取扱範囲】

第 4 条 この振替輸送の取扱いをする範囲は、当社、大阪地下鉄、阪急京都線(千里線含む)、阪急宝塚線(箕面線含む)、京阪、大阪モノレールが運行不能となった場合において、既に同区間に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお、乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。

振替輸送関連規則

券種	乗車券の状態	
	入場前	入場後
普通券	×	○
回数券	×	○
定期券(IC 定期券含む)	○	○
IC 証票乗車券	×	×
団体券	○	○
企画券	×	○

【振替輸送区間】

第 5 条 振替輸送を行う区間および接続駅は、その都度定める。

2.振替乗車票

【振替乗車票を配布する場合の取扱い】

第 6 条 振替乗車票を配布する場合の取扱いについては、別に定める。

【振替乗車票を省略する場合の取扱い】

第 7 条 振替乗車票を省略する場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1)振替輸送区間および利用可能駅

振替輸送を行う区間はその都度定めるものとし、利用可能な駅は振替輸送を行う区間の各駅とする。

(2)当社が運行不能の場合

ア 旅客の乗車券は回収しない。

イ 振替輸送を引き受けた相手方運輸機関が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。

(3)相手方運輸機関が運行不能の場合

ア 当社が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。

イ 降車の際、旅客の乗車券を回収する。ただし、定期券および振替輸送区間の前途に対し有効な乗車券は回収しない。

【振替乗車票の様式】

第 8 条 振替乗車票の様式は、当社が定める。

【振替乗車票の通用区間】

第 9 条 振替乗車票の通用区間は、発行当日に限るものとする。